

「新型コロナウイルス感染症・学校における感染対策ガイドライン(令和2年6月26日版)」県・市教委
 <布佐中Ver・学校として 状況を見て・分析し・何が必要で・何ができるか…?>

1 校内体制の整備……当面の間、新型コロナウイルス感染症対策にあたる対策本部を設置する

<対策本部の役割> 平時……………感染対策の検討・実施、生徒及び教職員の健康状況確認 等
 感染者等発生時…対応の総括・指示、保健所との連絡、情報発信 等

布佐中対策本部 →運営委員会(校長・教頭・教務・学年主任・研究・生徒指導)+養護教諭

緊急時(感染症発生時) <危機管理>

保健チーム

- ①感染対策の指導・徹底、②生徒の健康状況の、
 集約 ③体調不良時の対応に係る体制整備等
 <養護教諭・保健主事・栄養教諭>

◎武藤・浅川・菅野・遠藤・庄野

生徒支援チーム

- ①登校時の健康状態確認の指揮(健康観察力
 一ド等)、②感染者や濃厚接触者等に対する
 差別・偏見・いじめ等の防止、③心のケ
 ア、SC・相談員との連携等
 <生徒指導部・学年主任・学年生徒指導>

◎今井・浅妻・肥後・清水・實川・齊藤・荒井・松本

教務チーム

- ①時間割の作成、②授業実施形態の検討、
 ③学習内容の精選 ④学習課題・代替授業等
 <教務部>

◎藤川・飯塚・水上・泉+(学年主任)

保護者対応チーム

- ①保護者、地域への対応の説明と周知
 ②問合せやクレーム対応
 ③連絡体制の整備④学校メール・学校HP等

◎長田・江上・護山・橋本

平 常 時

<リスク管理>

- ①(現在各チームで検討中)
 ②_____
 ③_____

※平時に何をしておくか?

- ①_____
 ②_____
 ③_____

※変化する状況への対応

- ①_____
 ②_____
 ③_____

※やるべき事とできる事

- ①_____
 ②_____
 ③_____

2 連絡体制の整備

(1) 関係機関への連絡…生徒・職員の感染、濃厚接触者と判明した場合は速やかに校長・教頭へ報告

①我孫子市教育委員会 教育総務部長 学校教育課長
 保健主査長 指導課長
 教育研究所

②我孫子市役所 子ども支援課
 ③管轄保健所 松戸保健所

④帰国者・接触者相談センターの連絡先 平日 午前9:00から午後5:00まで

名 称	電 話	F A X
松戸健康福祉センター(松戸保健所)	047-361-2140	047-368-0689
市川健康福祉センター(市川保健所)	047-377-1103	047-377-5013
野田健康福祉センター(野田保健所)	04-7124-8155	04-7124-2878
千葉県庁電話相談受付 (平日午後5:00から翌午前9:00まで、土、日、祝日)	0570-200-613	043-224-8910

⑤学校医

(2)教職員への連絡…緊急時の連絡は、全職員共有情報は学校メールで送信する。

(校長・教頭は、教職員が感染者となった場合等、職員個人票等本人以外の連絡先が必要となった場合に備える。)

(3)保護者・生徒への連絡…保護者への連絡は、学校メール、学校HP、(個別に連絡が必要な場合は担任から電話又は家庭訪問等)で情報提供を行う。

3 学校における感染対策の基本

- (1) 感染症予防の3原則を実行する
 - ① 感染源を絶つ → 発熱や風邪症状のある生徒等の自宅休養の徹底
 - ② 感染経路を絶つ → 手洗い、咳エチケット、消毒の徹底
 - ③ 抵抗力を高める → 免疫力を高めるため…十分な休養及び睡眠、適度な運動、バランスの良い食事、規則正しい生活の生徒への指導
- (2) 集団感染のリスクへの対応
 - ① 密閉の回避 → 換気の徹底
 - ② 密集の回避 → 身体的距離の確保
 - ③ 密接の対応 → マスクの着用

4 健康観察の徹底

- (1) 家庭における登校前の検温・風邪症状の確認
 - ① 生徒・職員は、毎朝登校前に、家庭で検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は自宅で休養することを徹底する。
〈相談・受診の目安〉
 - 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - 基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
 - 上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様)
 - ※帰国者・接触者相談センター
 - ・平日9:00～17:00 松戸健康福祉センター(松戸保健所) 047-361-2140
 - ・平日の時間外(17:00～翌9:00)土日祝 電話相談窓口(コールセンター)0570-200-613

(2) 布佐中における登校時の健康状態の確認

- ① 各学年の生徒は学年別の入口から身体的距離を保ちながら、昇降口の学年別でのディスペンサーにより両手指の消毒を必ず行う。
- ② 生徒は、入室前に、担任等に「健康観察カード」を提示し検温・風邪症状の確認を行う。

〈学校で生徒の発熱や風邪症状等を確認した場合〉

- ・生徒の発熱や風邪症状等の体調不良を把握した時は、そのまま教室等に居続けさせることなく、保健室等で担当職員が検温や問診等の体調確認を行う。
- ・帰宅するまでの間、学校に留まる場合は、他の生徒との接触を可能な限り避けられるよう症状を考慮した上で、保健室所定の位置に待機させる等配慮する。
- ・発熱や風邪症状の生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。

5 基本的な感染症対策の徹底

○保健管理体制を整え、教育活動全般を通じ、適切な消毒や清掃により、衛生環境を良好に保つよう努める。

※対策の主なポイント ◆ウイルスを含む飛沫が目、鼻、口の粘膜に付着するのを防ぐ
◆ウイルスが付着した手で目、鼻、口の粘膜と接触するのを防ぐ

(A) 対策別

(1) 石けんによる手洗

- ① 登校直後、トイレ使用後、共用教材・教具・情報機器などを使用する前後、昼食後等こまめに行う。
※手洗いを行う前に、目や顔を触らないよう、注意喚起する。
- ② 手洗い場には石けん等を配置し、生徒が手洗いできる環境を整備する。
- ③ 昇降口で入校の際の両手指の消毒は継続し、習慣的に生徒が自ら消毒できるよう習慣化を図る。

(2) 咳エチケット

- ①マスクの着用
ア 無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、近距離での会話や発声が必

- 要な場面も生じうる学校教育活動においては、飛沫を飛ばさないよう、基本的には常時マスクを着用する。
- ※マスクを着用する必要がない場合
- イ 十分な身体的距離が確保できる場合
 - ウ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合
 - ・外す際は、できるだけ身体的距離を保ち、近距離での会話を控えるが、熱中症も命に関わる危険があることから、熱中症への対応を優先する。
 - ・生徒が暑さで息苦しいと感じた時などは、マスクを外したり、一時的に片耳だけにかけて呼吸したりするなど、本人の判断でも適切に対応できるよう指導する。
 - ・登下校中については、他の生徒や一般の人と十分な身体的距離が確保できる場合。
 - エ 体育の授業及び運動部活動
 - ・ただし、感染リスクを避けるため、生徒の間隔を十分に確保等の対策を講じる。
 - オ マスクの取り外しについては、活動の態様や生徒の様子なども踏まえ、その場にいる職員が臨機応変に対応する。
 - カ マスク着用時は、のどが渴かなくても定期的に水分補給する等、特に熱中症に注意する。
 - キ マスクがない、マスクを忘れた生徒に対応できるよう、予備のマスクを用意し準備する。

(3) 学校施設や用具等の消毒

日常的な消毒として、生徒がよく手を触れる箇所や共用の教材・教具・情報機器などを1日1回以上、※消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。

※「次亜塩素酸ナトリウム消毒液(0.05%)」、「消毒用エタノール」、「新型コロナウイルスに対し効果が確認された界面活性剤を含む家庭用洗剤」を用いる。

◎別紙 布佐中学校消毒について(時間・箇所・担当)に従い、朝と放課後に実施する。

----- 消毒液別:消毒方法等 -----

① 「次亜塩素酸ナトリウム」で消毒する場合

ア 厚生省及び経産省のパンフレットを参考に、市販の家庭用塩素系漂白剤を適切に希釈し、次亜塩素酸ナトリウム消毒液を作る。

※希釈した消毒液は、作り置きすると時間が経つにつれ効果が落ちていくので、その都度、希釈して作るのが望ましい。

イ 次亜塩素酸ナトリウム消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる。(消毒液は吸ったり目に入ると有害なため、絶対に噴霧しないこと)。

ウ 生徒には扱わせない。

〈次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する際の注意事項〉

- ・使用する家庭用塩素系漂白剤の注意事項をよく読んで正しく使う。
- ・使用時は十分に換気を行い、手袋を着用する。
- ・他の薬品と混ぜない。手指消毒には絶対に使用しない。
- ・色落ちしやすいものや腐食のある金属などには使用しない。

② 「消毒用エタノール」で消毒する場合

ア 消毒用エタノールを浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる。

イ 撻発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ等への直接の噴霧はしない。

ウ 使用時は、十分に換気を行う。

③ 「効果が確認された界面活性剤を含む家庭用洗剤」で消毒する場合

〈住宅・家具用洗剤〉 製品に記載された使用方法どおりに使用する。

〈台所用洗剤〉洗剤をうすめた溶液を布巾やペーパータオルにしみこませ、液が垂れないように絞って拭く。5分程度経ったら、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする。

(4) 換気

- ① 気候上可能な限り常時、それが難しい場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、空気の流れを作るため2方向の窓(やドア)を同時に開けて換気を行う。なお、エアコン使用時も換気は必要。(冷房時は換気で室内温度が高くなるので、エアコンの温度設定をこまめに調整する。)

- ① 給食の配膳を行う生徒及び教職員は、手洗いを徹底し、マスクを着用する。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ② 給食当番だけでなく全生徒が食事の前の手洗いとアルコール消毒をするよう徹底する。
- ③ 食べる際は、飛沫飛散防止のため、机に向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。
- ④ 配膳時の密集・密接を避けるため、必要があれば献立の品数を減らすことも考えられるが、その場合、適切な栄養が摂取できるように工夫する。

(4) 休み時間

- ① 教室等の窓(やドア)を大きく開放し、十分な換気を行う。
- ② 特別教室やグランド等での活動後やトイレ使用後等、手洗いを徹底する。
- ③ 3つの条件(密閉・密集・密接)が発生しやすい場面であり、休み時間中の行動について、必要に応じてルールを設定する等、指導の工夫をする。

(5) 清掃活動

- ① マスクを着用して行うとともに、清掃後は石けんを使用して手洗いを行う。
- ② 窓やドアを大きく開放し、十分な換気の下で行う。

(6) 図書室・パソコン室など

- ① 利用の前後に手洗いをするというルールを徹底する。
- ② 室内で、生徒の密集が生じないよう、利用方法を工夫する。
- ③ 換気、生徒がよく手を触れる箇所や共用物の消毒などの基本的な感染症対策に努める。

6 感染者等が発生した場合の対応

以下のチェック項目を参考に、対策本部を中心として布佐中教職員で分担して対応にあたる。

(1) 感染者が発生した場合の対応

感染者が発生した場合、学校には、通常、教職員本人や保護者から感染が判明した旨の連絡がされる。また、学校での感染拡大の可能性がある場合には、保健所から連絡が入る。

ア 初動対応 【生徒又は教職員の場合】

- 感染者の発声を把握後、管理職は速やかに教育委員会に電話報告する。
(布佐中→我孫子市教育委員会(学校教育課)→東葛飾教育事務所→県危機管理担当)
- 対策本部の招集、全教職員への連絡を行う。(教頭)
- 保健所との対応窓口を決定し、保健所へ連絡する。→(養護教諭・教頭・校長)
- 保健所の指導の下、対策本部は教育委員会等と連携して、今後の対応を検討する。(校長)

○生徒や教職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応

【我孫子市の基準】

市は、感染者が発生した場合、濃厚接触者が保健所より特定されるまでの間、学校の全部又は一部について、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行う。

その後、校長は感染した児童生徒や保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された児童生徒について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。

感染者や濃厚接触者が教職員である場合は療養休暇や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いをとる。

これにとどまらず、市が学校の全部または一部について臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大状況を踏まえ、学校内で感染が広まっている可能性が高いと判断された場合である。

なお、濃厚接触者に対しての出席停止の措置をとる場合の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間とする。

- 感染者本人に係る詳細な情報を収集する。(生徒:担任・学年職員 教職員:校長・教頭)

保健所の指導の下、本人のプライバシーに配慮し、学校が把握できる範囲で、感染者本人の行動記録等を時系列で整理する。

- ・生徒の場合 健康状態(発症日、症状等)、クラス、部活動、通学手段
直近2週間の学校のスケジュール、出席状況 等→【担任・生徒指導】
- ・教職員の場合 健康状態(発症日、症状等)、教科、クラス、部活動、分掌、
通勤手段、直近2週間の学校のスケジュール、勤務状況、
校外活動状況 等→【校長・教頭】

- 保健所の行う「濃厚接触者」の特定に協力する。
 - ・保健所の指導の下、感染者本人の行動記録に基づき、生徒及び教職員の「接触者のリスト」を作成し、情報提供を行う。→【生徒:担任・生徒指導 教職員:校長・教頭】
- 他の生徒及び教職員の健康状況を把握する。→【保健チーム】
- 学校医等へ感染者発生を報告する。→【養護教諭は学校医 校長は市教委へ】
- 保護者宛て連絡内容を検討し、緊急メール等を活用して、生徒の自宅待機について連絡する。→【教頭】
- 臨時休業に入る前に、各学年主任等が、臨時休業中の健康観察や学習課題等について生徒に連絡する。→【教務チーム】
- 感染者の家庭と連絡を取り、状況に応じて支援に努める。→【担任・生徒指導チーム】
- 教職員の勤務体制を整備する。(教職員に濃厚接触者がいる場合を想定)
→【校長・教頭・教務】
- 報道対応の窓口を決定し、教育委員会と連携し情報を収集・整理する。→【校長・教頭】

イ その他

【生徒の場合】

- 感染拡大防止の必要上、当該生徒が明らかになることもあるが、その場合においても、差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。

【生徒又は教職員の場合】

- 濃厚接触者へ適切な対応を実施する。
保健所から、濃厚接触者とされた者は、自宅待機を行い、保健所の指導に従う。
- 消毒
 - ・保健所等の指導の下、次亜塩素酸ナトリウム消毒液(0.05%)又は消毒用エタノールを使用し、当該生徒又は教職員の行動範囲を考慮し、接触箇所(可能性のある個所を含む)等、校内の消毒を行う(必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はない)。
 - ・トイレについては、次亜塩素酸ナトリウム消毒液(0.05%)又は消毒用エタノールを使用する。
 - ・物の表面でのウイルスの生存期間(およそ24時間～72時間)を考慮し、消毒ができるない場所や物は、立ち入りや使用を禁止するなどの処置も考えられる。

(2)濃厚接触者が発生した場合の対応

学校には、通常、教職員本人や保護者から濃厚接触者に特定された旨の連絡がされる。

【生徒又は教職員の場合】

- 濃厚接触者の発生を把握後、管理職は教育委員会に電話報告する。
(布佐中→我孫子市教育委員会学校教育課→東葛飾教育事務所→県学校危機管理担当)
- 対策本部の招集、全教職員への連絡を行う。→(校長・教頭)<学校メール>
- 保健所との対応窓口を決定し、必要に応じて保健所へ連絡する。→(養護教諭・教頭・校長)
- 対策本部は市教委等と連携して、今後の対応を検討する。(校長)

我孫子市は、濃厚接触者が発生した場合、原則として、臨時休業は実施しない。
ただし、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

- 当該生徒又は教職員は、保健所が求めた期間、自宅待機を行い、保健所の指導に従う。
- 当該生徒が、差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。
- 必要に応じて、保健所の指導の下、他の生徒の健康観察を行う。
- 必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配付する。
- 症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされるが、必要に応じて、保健所の指導の下、次亜塩素酸ナトリウム消毒液(0.05%)又は消毒用エタノールを使用し、当該生徒又は教職員の行動範囲を考慮し、接触箇所(可能性のある個所を含む)等、校内の消毒を行う。

(3) 感染が疑われる者※が発生した場合の対応

※医師が必要と判断し、新型コロナウイルス感染症を診断するためのPCR検査等を受ける者など。

【生徒又は教職員の場合】

- 感染が疑われる者の発生を把握後、管理職は市教委に電話報告する。
(布佐中→我孫子市教育委員会学校教育課→東葛飾教育事務所→県学校危機管理担当)
- 検査の結果、感染が判明した場合に備え、必要に応じて対策本部の招集、全職員への連絡を行う。

市は、感染が疑われる者が発生した場合、原則として、臨時休業は実施しない。ただし、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

- 検査の結果、感染が確認されず、医療機関から登校の可否について指示があった場合は、それに従う。
- 検査の結果、感染が判明した場合は、(1)感染者が発生した場合の対応へ移行する。
- 当該生徒が差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。

(4) 出席停止等の取扱い(感染・濃厚接触者以外の場合を含む)

生徒の出席停止等の取扱いは、原則、以下のとおりとする。(参考として教職員の場合の服務を示すが、詳細は市教委へ確認すること)

	状況	生徒の出席停止等の取扱い	教職員
1	感染が判明した場合	治癒するまで「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。	療養休暇
2	濃厚接触者に特定された場合	保健所が自宅待機などを求めた期間(感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間が基本)、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。	職務に専念する義務の免除
3	発熱や風邪症状がみられ自宅で休養する場合	「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。	特別休暇
4	生徒に症状等はないが、同居する家族に発熱や風邪症状が見られる場合	自校で感染拡大が懸念される場合は(生徒の生活圏の感染状況で判断)「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とすることが可能である。	特別休暇 (当該職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に限る)
5	同居する家族が濃厚接觸者に特定された場合	生徒本人に発熱や風邪症状がない場合については、登校して差し支えない。ただし、保護者から欠席の相談があった場合は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。	教職員本人に症状有:特別休暇
6	医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患等のある生徒が主治医や学校医に相談の上、登校すべきでないと判断された場合	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。	教職員本人に症状有:特別休暇 (診断書等があれば療養休暇)
7	海外から帰国し、2週間の自宅等での待機を要請された場合	その期間は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。(その後、健康状態に問題がなければ登校可)	検疫法第16条第2項に規定する停留(これに準ずるものと含む)の対象となつた場合:特別休暇
8	生徒に症状等はないが保護者から学校を休ませたいと相談された場合	①例えば、感染経路不明の患者が急激に増えている地域である等により、感染の可能性が高まっていると保護者が考える合理的な理由があると校長が判断する場合	

→「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。
 ② ①に該当しないが、校長が必要と認める場合
 →「欠席」としない。(市教委と相談)

〈参考〉

・校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれのある児童生徒があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで出席を停止させることができる。

(学校保健安全法第19条、令和2年1月31日付け文部科学省事務連絡より)

7 生徒に対する正しい知識等の指導

生徒が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について正しい知識を身に付け、自ら感染リスクを避ける行動をとることができるように、指導資料等を活用し、発達段階に応じた指導を行う。

(1) 〈指導資料 指導内容の例〉

- ① 手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。
- ② 手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。
- ③ 飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手でおさえたりせずに3つの咳エチケットを実践すること。
 - <3つの咳エチケット>
 - ア マスクを着用する。(口・鼻を覆う)
 - イ マスクがない時は、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
 - ウ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。
- ④ 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
- ⑤ 私たち一人一人が、感染症を予防するためにできることをしっかりとやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り行動することが感染拡大防止にもつながること。
- ⑥ 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようすること。
- ⑦ SNSで氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
- ⑧ 心配なことがあつたら、一人で抱え込まずに、周囲の人々に相談すること。
- ⑨ 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。

(2) 〈その他 指導例〉

- ① 例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの生徒への偏見や差別が生じないよう、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行う。

8 教職員の感染予防の徹底

多数の生徒と接する立場にあることから、日頃から体調管理に努め、職場はもとより、職場外でも感染予防の徹底に努める。

特に、医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患を有する生徒と接する機会がある教職員においては、感染リスクの高い場所に行く機会を減らす等、一層の感染対策を行う。

- ① 毎日、出勤前に必ず検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は、出勤を控え、管理職へ連絡する。(〈相談・受診の目安〉に当てはまる場合、かかりつけ医療機関や帰国者・接触者相談センターに相談する)。
- ② 出勤時、管理職等は、教職員に発熱や風邪症状がないことを確認する。
- ③ 石けんを使用した手洗いの徹底を図る。(出勤後、授業や指導の前後、トイレ後、飲食の前後等)
- ④ 無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、飛沫飛散防止のため、マスクを着用するとともに、授業や指導等で生徒と接する際は、可能な限り、身体的距離の確保に努める。
- ⑤ 職員室の換気、教職員の座席等の距離確保、共用物や施設等の消毒を徹底する。
- ⑥ 人が集まる会議等については、「密閉」「密集」「密接」ができる限り避け、マスク着用及び換気徹底に留意する。
- ⑦ 校長は、妊娠中の女性教職員に対して、特段配慮した対応をとる。
- ⑧ 外部からの来校者に対し、マスク着用、手洗いや手指のアルコール消毒等、感染対策の徹底を依頼する。